自主第2号様式(山口県) 事 業 年 法 名 度 医療法人等の所得金額計算書 から まで 総所得金額 (1)土地譲渡益等 Щ (3) 円 その他の事業の所得金額 社会保険分の所得金額の算定の基礎となる所得金額 円 (4)=(1)-(2)-(3)あん分比率 (5) 下表より 社会保険分の所得金額 $(6) = (4) \times (5)$ Щ 当期分の課税所得金額 (7)=(1)-(6)円 繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額 (8) Щ 課税標準となる所得金額 9 = 7 - 8Щ 計算の基礎とする収入金額の計算(あん分比率の算定) (単位:円) 健康保険法 労働者災害補償保険法 (10)国民健康保険法 生活保護法 介護扶助 (課税) (11)高齢者の医療の確保に関する法律 介護保険法 (課税) (12) 船員保険法 健康診断・予防注射等受託医療収入 $\widehat{(13)}$ 国家公務員共済組合法 自費診療収入 (14) 防衛省の職員の給与等に関する法律 入院料・ベッド代差額収入 (15)地方公務員等共済組合法 ⑩~⑮以外の医療収入 (16)私立学校教職員共済法 患者、付添人食事代収入 (17) 戦傷病者特別援護法 健康診断等証明収入 (18)社 \mathcal{O} 他 母子保健法 受託技工 · 検査料等収入 (19) 保 \mathcal{O} 児童福祉法 嘱託収入 (20) 収 険 (21) 分 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律 入 利子等及び配当等収入 金 電話、電気、ガス、テレビ \mathcal{O} 医療扶助 · 出産扶助 (22) 寝具等使用料収入 医 額 生活保護法 (23) 介護扶助 生産品等販売・不用売却収入 (非課税) 療 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中 収 その他の付随収入 (24) 国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 金 額 麻薬及び向精神薬取締法

	iT /	場合はこれを切り上げます。)	
上記の収入	従業員の社宅、寮等の使用料及び食事代収入 公共団体等からの補助金 国税及び地方税の還付金、充当金及び過誤納金(還付加算金を除く。)		
		償却資産の売却収入(取得価額を超えない部分に限る。)	
金入額金に額	各種引当金及び準備金の戻入額(繰戻額)		
に領		∌L	

その他の事業収入

あん分比率 ア/ウ

医療保健業の総収入金額

(小数点第6位以下に端数が生じた

(医療保健業の所得に含めて計算する場合)

(T+I)

イ

ゥ

計

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関

へ 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の 医療及び観察等に関する法律

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す

難病の患者に対する医療等に関する法律

介護保険法(非課税)

るための法律

査定損益額